

◎ 次の場合は手続きが必要になりますので、**速やかに**労働保険事務組合にご連絡ください。

事務組合に連絡が必要な事項	
事業場に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業場の名称・所在地を変更したとき ◆事業内容を変更したとき ◆事業を廃止する・廃止したとき
労働者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たに被保険者となる労働者を雇い入れたとき ◆被保険者でなくなったとき（退職・役員就任・死亡等） ◆被保険者が転勤したとき ◆被保険者の氏名が変わったとき（結婚等の場合） ◆被保険者が育児休業・介護休業を取得したとき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆労働保険料の申告・納付のとき ◆被保険者証を紛失・損傷したとき ◆事業主等が労災保険の特別加入を希望するとき ◆労災保険の特別加入に係る承認内容に変更が生じたとき ◆労災保険の特別加入からの脱退を希望するとき



詳しくは、労働保険事務組合 または 山形労働局総務部労働保険徴収室 へお問い合わせください。

山形労働局総務部労働保険徴収室
適用第一係

〒990-8567
山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
TEL 023-624-8225